

「ポストコロナ」時代におけるデジタル活用に関する懇談会」開催要綱

1 目的

「ポストコロナ」の時代におけるデジタル活用に関し、新たな日常の確立と経済再生・地域活性化の実現の観点から、中長期的な展望を視野に入れつつ検討を行うため、「ポストコロナ」時代におけるデジタル活用に関する懇談会」を開催する。

2 名称

本懇談会は、「ポストコロナ」時代におけるデジタル活用に関する懇談会」と称する。

3 検討事項

- (1) 全ての国民によるデジタル利用環境の整備方策
- (2) 経済再生・地域活性化の実現に資するデータ活用の推進方策
- (3) 「新たな日常」を支える情報通信基盤整備の推進方策
- (4) その他「ポストコロナ」の時代におけるデジタル活用に関する事項

4 構成及び運営

- (1) 本懇談会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 本懇談会には、座長を置く。
- (3) 座長は本懇談会を招集し、主宰する。
- (4) 座長は、必要に応じて、必要と認める者を本懇談会の構成員又はオブザーバーとして追加することができる。
- (5) 座長は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (6) 座長は、必要に応じて、本懇談会の下にワーキンググループを開催することができる。
- (7) ワーキンググループの主査は、座長が定めるところによる。
- (8) その他、本懇談会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5 議事・資料等の扱い

- (1) 本懇談会は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、当事者又は第三者の利益及び公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) 本懇談会で使用した資料については、原則として、総務省のホームページに掲載し公開する。ただし、公開することにより、当事者又は第三者の利益及び公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が必要と認める場合については、非公開とする。

(3) 本懇談会の会議については、原則として議事概要を作成し、総務省のホームページに掲載し、公開する。

6 その他

本懇談会の庶務は、総務省情報流通行政局情報通信政策課が行うものとする。

「「ポストコロナ」時代におけるデジタル活用に関する懇談会」構成員
(敬称略・五十音順)

大谷 和子	株式会社日本総合研究所	執行役員
徳田 英幸	国立研究開発法人情報通信研究機構	理事長
長田 三紀	情報通信消費者ネットワーク	
(座長) 村井 純	慶應義塾大学	教授
森川 博之	東京大学大学院	工学系研究科 教授
柳川 範之	東京大学大学院	経済学研究科 教授